

新浄協第 40 号
令和6年7月10日

浄化槽保守点検業者 各位

一般社団法人 新潟県浄化槽整備協会
会長 島影 清

令和6年度「浄化槽管理士研修」の開催について（ご案内）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和2年4月の改正浄化槽法の施行に伴い、新潟県及び新潟市（以下「県等」という。）では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を改正し、浄化槽保守点検業者は、登録する浄化槽管理士に、登録期間内（5年間）に1回以上、県等で定める研修の受講を義務付けられたところです。

この研修は、県等から実施機関の認定を受けた一般社団法人新潟県浄化槽整備協会（以下「当協会」という。）が、令和3年度から毎年度実施しています。

本年度は、別添の「令和6年度浄化槽管理士研修実施要領」に基づき開催します。
登録期間をご確認の上、計画的に受講してください。

なお、経過措置を除き、令和7年度の浄化槽管理士研修の開催日（9月）までに登録の有効期限を迎える浄化槽保守点検業者は、今年度の研修が最後の受講機会となります。まだ受講が未了の浄化槽管理士がいる場合は必ず受講してください。

また、本研修の受講義務には経過措置があり、浄化槽保守点検業者の登録の有効期限が令和7年3月31日以前の場合は受講の対象外になります。（登録の更新後に受講義務が生じます。）詳しくは研修実施要領をご確認ください。

問合せ先 （一社）新潟県浄化槽整備協会事務局：五十嵐、大岩 TEL：025-283-2048 FAX：025-283-2085
--

「令和6年度浄化槽管理士研修実施要領」は、当協会ホームページにも掲載しております。
(<http://www.njsk.server-shared.com/>)